

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第8号

平成28年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年12月19日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 蕨 和 雄

- 1 期 日 平成28年12月26日(月) 午後3時00分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○平成28年12月26日

○現在議員11名で次のとおり

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
6番	林		政	男
7番	湯	浅	祐	徳
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢
12番	宮	野	孝	雄

平成28年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

平成28年12月26日（月曜日）午後3時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第3号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

---

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第3号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 閉 会

○出席議員（10名）

1番	久	野	妙	子
2番	小	須	田	稔
3番	中	村	孝	治
4番	三	橋	秀	夫
6番	林		政	男
8番	石	井	孝	昭
9番	福	田		守
10番	越	川	廣	司
11番	小	早	稲	賢一
12番	宮	野	孝	雄

○欠席議員（1名）

7番	湯	淺	祐	徳
----	---	---	---	---

---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	蕨		和	雄
副 管 理 者	北	村	新	司
副 管 理 者	小	坂	泰	久
会 計 管 理 者	小	林	雅	美
消 防 長	高	橋	秀	樹
次 長	豊	田	光	弘
総 務 課 長	太	田	文	和
予 防 課 長	渡	邊	敏	行
警 防 課 長	石	井	美	智夫
指 揮 指 令 課 長	山	田	政	二
佐 倉 消 防 署 長	大	島	立	美
志 津 消 防 署 長	秋	元		芳
八 街 消 防 署 長	石	渡	洋	一
酒 々 井 消 防 署 長	青	柳		正

---

○議会事務局出席職員氏名

書	記	長	岡	野	好	伸
書		記	高	嶋	昌	治
書		記	岩	竹	雅	子

---

◎開会及び開議の宣告

(午後 3時00分)

○議長(中村孝治) 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数以上に達しております。

したがって、平成28年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

---

◎諸般の報告

○議長(中村孝治) 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について報告がありました。

また、監査委員より定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長(中村孝治) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により議席番号2番 小須田 稔議員、議席番号4番 三橋秀夫議員の両名を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長(中村孝治) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

---

◎議案第1号から議案第3号の上程、説明

○議長(中村孝治) 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第3号までの3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

(管理者 蕨 和雄 登壇)

○管理者(蕨 和雄) 本日ここに平成28年12月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず出席を賜り、本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

また、佐倉市選出の杉原 芳議員が12月18日にご逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を捧げ、ご冥福をお祈り申し上げます。

それでは、ただいまから本定例会に提案をいたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、現在制定されております本条例につきまして個人情報漏えいの一層の抑制効果を図るため、佐倉市八街市酒々井町消防組合の保有個人情報を不正に利用した者及び不正に収集した職員に対して罰則を適用したく、所要の改正をいたそうとするものでございます。

議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告による給与制度の総合的見直しを踏まえ、平成28年度及び平成29年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた改正をいたそうとするものでございます。

議案第3号 平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,012万5,000円とするものでございます。

歳入の補正は、分担金及び負担金のうち長期債償還分担金を減額し、基金繰入金を増額するものでございます。

歳出の補正は、常備消防費のうち職員手当等を増額し、公債費のうち償還金、利子及び割引料を減額するものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては担当者から説明をいたさせますので、何とぞ慎重にご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長(中村孝治) 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

(次長 豊田光弘 登壇)

○次長(豊田光弘) 消防本部次長の豊田光弘でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本条例について個人情報保護制度の一層の充実、強化を図るため、消防組合が保有する個人情報を不適切な取り扱いをした者に対して罰則の適用を行うことができるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、本則に第34条から第38条を加え、第5章、罰則とし、併せて目次を改めるものでございます。

第34条は、消防組合職員若しくは職員であった者又は消防組合から委託を受けて保有個人情報を取扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の電磁的記録を提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することを規定するものでございます。

第35条は、第34条に規定する者が自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で保有個人情報を提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処することを規定するものでございます。

第36条は、消防組合の職員が職権を濫用してその職務に使用する以外の目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書、図書、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することを規定するものでございます。

第37条は、消防組合から委託を受けて保有個人情報を取扱う事務に従事している者の法人の代表者、法人、人の代理人、使用人、その他の従事者が、第34条、第35条に定める違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各条の罰金刑を科す両罰を規定するものでございます。

第38条は、偽りやその他不正な手段により保有個人情報の開示を受けた者に5万円以下の過料に処することを規定するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日から施行をいたそうとするものでございます。

なお、本改正による罰則規定の新設につきましては、平成28年5月24日付けで千葉地方検察庁から問題のないものとして、検討結果をいただいております。

次に、議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成28年8月8日付けの人事院勧告及び同年10月14日付けの千葉県人事委員会勧告を踏まえ、消防組合職員の本年度以降の給与について、国及び千葉県に準じた所要の改正をいたそうとするものでございます。

改正内容といたしましては、平成28年中に適用するものとし、民間給与との格差に見合うよう第1条において給料表を国及び千葉県の増額改定に準じ、給料月額を引き上げるものでございます。

級別の改定率は、0.67パーセントから0.09パーセントで、平均改定率は0.2パーセントでございます。また、子に係る扶養手当の額を月額6,500円から7,000円に引き上げるほか、平成28年度の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げて、12月期の勤勉手当に配分し、0.8月から0.9月に引き上げるものでございます。なお、給料表、扶養手当の適用は、本年4月1日から適用し、勤勉手当の改正につきましては本年



12月1日から適用するものでございます。

続きまして第2条でございますが、平成29年度以降に適用するもので、扶養手当の額を平成29年度から平成31年度にかけて段階的に見直しを行おうとするものです。

具体的には給料表の適用を受ける職員でその職務の級により配偶者、父母等の手当額を引き下げ、子に対する手当額を引き上げるものでございます。また、職員に配偶者がいない場合の扶養親族である子1人に係る手当額については、平成29年度は1万円、父母等は9,000円でございます。

次に、平成29年度以降の勤勉手当について6月期及び12月期の勤勉手当率が均等になるよう、それぞれ0.85月といたそうとするものでございます。なお、施行期日は平成29年4月1日でございます。

次に議案第3号 平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ543万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,012万5,000円といたそうとするものでございます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

2の歳入でございますが、1款1項2目長期債償還分担金は、補正前の額が3億4,392万6,000円、696万4,000円を減額し、3億3,696万2,000円とするものでございます。これは、平成27年度に実施いたしました消防車両3台の購入事業並びに酒々井消防署庁舎耐震改修及び増改築工事に係る組合債借入分の利子確定による長期債償還分担金の減額でございます。

次に、7款1項1目財政調整基金繰入金は、補正前の額が334万4,000円で、1,240万円を増額し、1,574万4,000円といたそうとするものでございます。これは補正予算財源として繰り入れを行うものでございます。

続きまして、3の歳出でございますが、3款1項1目常備消防費は、補正前の額が、40億8,073万円で、1,240万円を増額し、40億9,313万円といたそうとするものでございます。増額の理由は、3節職員手当等で勤勉手当等の支給率の引き上げ等によるものでございます。

4款1項2目利子は、補正前の額が3,740万4,000円で、696万4,000円を減額し、3,044万円といたそうとするもので、平成27年度組合債借入分の利子確定による、23節償還金、利子及び割引料の減額によるものでございます。

続きまして、12ページをご覧ください。

債務負担行為に関する調書でございますが、新たに設定を行う事業につきましては、平成29年度当初から役務の提供を受ける事業5事業について債務負担行為を設定させていただこうとするものでございます。なお、平成28年度中の支出はございません。

以上で提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（中村孝治） 議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治) 議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(中村孝治) 議案第3号 平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村孝治) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号 平成28年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村孝治) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣言

○議長(中村孝治) 以上をもちまして、平成28年12月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

(午後 3時21分)

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長            中 村 孝 治

署名議員        小 須 田 稔

署名議員        三 橋 秀 夫